

## クリーニング業を始められる方に

クリーニング所（一般又は取次所<sup>※</sup>）を開業しようとする場合は、クリーニング業法第5条第1項の規定により、あらかじめ開設届を届け出てその構造設備の確認を受けなければなりません。（※取次所とは：洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所）

また、無店舗取次店を営業する場合は、クリーニング業法第5条第2項の規定により、あらかじめ営業届を届け出なければなりません。（※無店舗取次店とは：クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを業とする車両を用いた店舗）

ついては、次の事項に注意して届出を行ってください。

一般クリーニング所の場合は、水質汚濁防止法の手続も必要になります。

テトラクロロエチレン等や石油系溶剤を使用する場合、特別管理産業廃棄物の排出事業者該当しますので、産業廃棄物担当部署にも相談してください。

なお、クリーニング関係には、次の組合があります。

広島県クリーニング生活衛生同業組合 広島市中区河原町1-26 広島県環衛ビル 082-234-1755

### 1 開設届・営業届

(1) 開設届……………一般クリーニング所又は取次所を開業しようとする場合は届け出ること。

営業施設は、「構造設備基準」に適合しなければなりません。

また、営業開始後は、「衛生上必要な措置基準」が定められていますので、十分に内容を理解の上、施設の設計・営業の準備を行ってください。

なお、施設の確認検査を営業開始前に行いますので、おおむね営業開始予定日の10日程度前までに届け出てください。

検査手数料 16,000円 (平成27年4月1日現在)

※確認検査時に所要額の手数料を納付すること。

#### 【添付書類】

|  |   |
|--|---|
| 平面図  | (一般クリーニング所の場合)<br>受渡場、区分整理場、洗い場、乾燥場、仕上場を示し、洗濯機、脱水機、乾燥機、洗剤・薬品等の保管庫、排水経路等を記載すること。…施設全体及び受渡場等各工程別作業場には寸法を記載（内寸で記載）<br>(一般及び取次所の場合)<br>未洗濯物及び既洗濯物の格納設備を記載すること。<br>※取次所であって、同一施設内で他の営業と兼業となる場合は、施設全体と取次所部分の配置・区画状況がわかる図面とする。 |
| 施設付近の見取図   | 施設の位置を明示したもの  |
| クリーニング師免許証   | 一般クリーニング所の場合……………原本は確認後、返却します。  |
| 登記事項証明書  | 法人による届出の場合……………原本は確認後、返却します。  |
| 他に営業しているクリーニング所又は無店舗取次店に係る事項（名称、所在地（業務用車両の保管場所、車両登録番号）、従事者数、クリーニング師の氏名）を記載した書類 | 他にクリーニング所を開業し、又は、無店舗取次店を営んでいる場合<br>※クリーニング師の氏名は、クリーニング師が従事している場合に限る。  |

(2) 営業届……………無店舗取次店を営業する場合は届け出ること。

#### 【添付書類】

|                  |                                    |
|------------------|------------------------------------|
| 車両保管場所付近の見取図     | 車両保管場所を明示したもの                      |
| 車両内（洗濯物収納箇所）の見取図 | 車両内の洗濯物の収納箇所を明示したもの                |
| クリーニング師免許証       | クリーニング師が従事している場合……………原本は確認後、返却します。 |
| 登記事項証明書          | 法人による届出の場合……………原本は確認後、返却します。       |

|  |  |
|--|--|
| 他に営業しているクリーニング所又は無店舗取次店に係る事項（名称、所在地（業務用車両の保管場所、車両登録番号）、従事者数、クリーニング師の氏名）を記載した書類 | 他にクリーニング所を開設し、又は、無店舗取次店を営んでいる場合<br>※クリーニング師の氏名は、クリーニング師が従事している場合に限る。 |
|--|--|

## 2 各種届出

営業開始後に次の（１）～（４）の事項が生じた場合は、届け出てください。

### （１）変更届

申請書等に記載した事項を変更した場合、速やかに届け出ること。

例：営業者の氏名（結婚等による）、営業者の住所、営業施設の名称、構造設備

※開設者の変更、店舗の移動、拡張その他大幅な構造設備の変更等の場合、新規の開設扱いとなるので、必ず事前に連絡・相談を行ってください。

#### 【変更事項／添付書類】

|                        |                          |
|------------------------|--------------------------|
| 営業者の氏名、本籍（結婚等）         | 戸籍抄本等を確認します。（確認後、返却します。） |
| 営業者の住所                 | なし                       |
| 営業施設の名称                | なし                       |
| 法人が営業者の場合の法人の名称、事務所所在地 | 登記事項証明書（確認後、返却します。）      |

|                            |                                    |
|----------------------------|------------------------------------|
| クリーニング師の本籍、住所、氏名、生年月日、登録番号 | クリーニング師免許証（雇入れの場合）………原本は確認後、返却します。 |
| 構造設備                       | 変更前後の平面図                           |
| 管理人の氏名、本籍、生年月日             | なし                                 |
| 種別（一般クリーニング所・取次所間）         | 変更前後の平面図 ※同一性を失わない場合に限る。           |
| 従事者数                       | なし                                 |
| 指定洗濯物*の取扱いの有無              | なし                                 |

※指定洗濯物とは、伝染性の疾病の病原体による汚染の恐れがあるものとして国が指定する洗濯物であり、次のとおり。

- 伝染性の疾病にかかっている者が使用したものとして引き渡されたもの
- 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用したもので伝染性の疾病の病原体による汚染の恐れがある物として引き渡されたもの
- おむつ、パンツその他これらに類するもの
- 手拭い、タオルその他これらに類するもの
- 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これらに類するもの

### （２）廃止届

営業を廃止した場合は、速やかに届け出ること。

#### 【添付書類】

確認証（営業を廃止した場合）

### （３）承継届

相続又は合併・分割により、営業者の地位を承継した場合は、遅滞なく届け出ること。

#### 【添付書類】

|       |  |
|-------|--|
| 相続の場合 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆戸籍謄本 ※相続人のすべてがわかるもの</li> <li>◆相続人全員の同意書 ※相続人が承継者本人のみの場合は不要</li> <li>◆他に営業しているクリーニング所又は無店舗取次店に係る事項（名称、所在地（業務用車両の保管場所、車両登録番号）、従事者数、クリーニング</li> </ul> |
|-------|--|

|          |  |
|----------|--|
|          | 師の氏名) を記載した書類  |
| 合併・分割の場合 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆登記事項証明書</li> <li>◆他に営業しているクリーニング所又は無店舗取次店に係る事項 (名称、所在地 (業務用車両の保管場所、車両登録番号)、従事者数、クリーニング師の氏名) を記載した書類</li> </ul> |

#### (4) 感染性の疾病り患届

業務従事者が結核又は感染性の皮膚疾患にかかった場合、直ちに届け出ること。

※当該業務従事者の就業については、指示に従ってください。

##### 【添付書類】

診断書

### 3 その他

#### (1) 研修・講習

法令により、次のとおり、研修又は講習を受講しなければなりません。

研修・講習実施主体：(公財) 広島県生活衛生営業指導センター (TEL 082-532-1200)

##### ① クリーニング師

3年に一度、指定団体が開催する「クリーニング師研修」を受講すること。

##### ② 業務従事者

営業者は、業務従事者の中から衛生管理を行う者を選定 (5名ごとに1名選定) して、その者を開設後1年以内に、指定団体が開催する「クリーニング業務従事者講習」を受講させること。(その後は、3年以内ごとに受講させること。)

#### (2) クリーニング師免許関係

クリーニング師免許関係事務は、広島県健康福祉局食品生活衛生課が行っており、つぎの①～⑤の事項が生じた場合は、手続きが必要になります。その際は記載の受付窓口にご相談ください。

##### ① 免許申請

クリーニング師試験に合格した者は、当該試験合格地の都道府県知事にクリーニング師免許を申請できる。

申請手数料 (平成 27 年 4 月 1 日現在) 5,600 円

##### 【添付書類】

◆戸籍謄本又は抄本、もしくは戸籍記載事項証明書

(外国人にあつては、住民票の写し (住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限り) ※発行から 6 ヶ月以内のもの

◆金融機関の領収印が押された払込証明書

※クリーニング師試験の合格通知書を受付窓口に提示してください。

##### ② 免許証訂正申請

免許証の記載事項 (氏名、本籍の都道府県名) に変更が生じたときは、10 日以内に免許を与えた都道府県知事に訂正を申請しなければならない。

申請手数料 (平成 27 年 4 月 1 日現在) 2,900 円

##### 【添付書類】

◆訂正を必要とするクリーニング師免許証

◆戸籍謄本もしくは抄本又は戸籍記載事項証明書 (外国人にあつては、外国人登録済証明書)

◆金融機関の領収印が押された払込証明書

##### ③ 免許証再交付申請

免許証を亡失又はき損したときは、1 月以内に免許を与えた都道府県知事に再交付を申請しなければならない。

※再交付申請後に紛失した免許証を発見したときは、5 日以内に提出すること。

申請手数料 (平成 27 年 4 月 1 日現在) 3,400 円

##### 【添付書類】

◆き損したクリーニング師免許証 (紛失の場合、不要)

◆金融機関の領収印が押された払込証明書

#### ④クリーニング師登録抹消申請

病気等により業務が不可能と本人が認めたときは、免許を与えた都道府県知事に登録の抹消を申請できる。

##### 【添付書類】

クリーニング師免許証

#### ⑤免許証返納

免許の取消処分を受けたとき、又は本人が死亡、又は失踪宣告を受けたときは、免許を与えた都道府県知事に免許証を返納しなければならない（免許取消処分の場合は5日以内、本人が死亡または失踪宣告を受けた場合は1月以内に返納すること）。

##### 【添付書類】

クリーニング師免許証

(担当課)

〒730-8511

広島県広島市中区基町 10-52

広島県健康福祉局食品生活衛生課（広島県庁本館 6階）

電話 082-513-3097

(受付窓口)

〒727-8501

広島県庄原市中本町一丁目 10-1

庄原市保健医療課（庄原市役所本庁舎 1階）

電話 (0824) 73-1155